

平成25年4月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 堤 義景

平成24年(ワ)第441号 債務不存在確認請求事件

口頭弁論終結日 平成25年3月28日

判 決

山口県

原 告 株式会社ハイウェイテクノ

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

山口県

被 告

主 文

- 1 原告の被告に対する別紙債権目録記載の債務がいずれも存在しないことを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

1 請求の趣旨

主文同旨

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

3 請求原因

- (1) 原告は、土木工事業等を業とする株式会社である。
- (2) 被告は、「」の商号で法律事務を業として行っている個人事業者である。
- (3) 被告は、本件訴訟において、請求棄却の判決を求め、明示的・黙示的に別紙債権目録記載の債権（以下「本件債権」という。）の存在を主張しつつ、単に

これ以上反論しない旨主張するにとどまる。被告は、平成24年1月18日及び同年8月2日、原告に対し、2回にわたり、書面で本件債権を請求し、また、原告に代理人がいることを認識しつつ、原告との直接交渉を求めており、本件訴訟終了後、原告に対し、訴外で本件債権を請求するおそれが強い。したがって、原告と被告間で本件債権の存否についての紛争が存在しており、別紙債権目録記載の債務不存在の確認の利益がある。

- (4) よって、原告は、被告に対し、原告の被告に対する別紙債権目録記載の債務がいずれも存在しないことの確認を求める。

4 請求原因に対する認否

- (1) 請求原因(1)の事実は認める。
- (2) 請求原因(2)の事実は否認する。被告は、社団法人日本至誠会所属の「 」において、生活・経営コンサルタントとして業務を行っており、法律事務を業とする個人事業者ではない。
- (3) 請求原因(3)の事実は否認する。原告は、業界で追放同然の会社であり、支払能力のないことが明らかであり、被告は、原告からの回収に必ずしも拘っているわけではなく、原告の主張にこれ以上反論せず、原告にこれ以上請求しない。

5 抗弁（債権の存在）

- (1) 別紙債権目録記載2の賃料債権について

被告は、原告に対し、被告の所有する山口県 所在の「 ビル」（以下「 ビル」という。）1階を賃料1か月10万円で賃貸しており、平成23年10月1日から平成24年1月31日までの間の40万円（1か月10万円×4か月）の賃料債権を有している。

- (2) 別紙債権目録記載4の賃料債権について

被告は、二級土木施工管理士である （以下「 」という。）に対し、 ビル202号室を賃料1か月5万円で賃貸し、原告は、被告に対し、連帯保証しており、平成23年10月1日から平成24年1月31日までの間

の20万円（1か月5万円×4か月）の賃料債権又は保証債務履行請求債権を有している。

(3) 別紙債権目録記載5の役員報酬請求債権について

被告は、原告の役員であり、当然報酬が発生しており、4か月間の20万円の役員報酬請求債権を有している。

6 抗弁に対する認否

(1) 抗弁(1)の事実是否認する。原告は■■ビル1階の賃貸借契約書を作成したことはない。■■ビル1階の賃貸借契約書上の賃貸人は、株式会社■■■■保険サービス（以下「■■■■保険サービス」という。）であり、被告ではない。原告は被告及び■■■■保険サービスから■■ビル1階の引渡しを受けていない。したがって、原告と被告間で■■ビル1階の賃貸借契約は締結されておらず、その賃料債務も発生しない。

(2) 抗弁(2)の事実是否認する。原告及び■■は■■ビル202号室の賃貸借契約書を作成したことはない。■■ビル202号室の賃貸借契約書上の賃貸人は、■■■■保険サービスであり、被告ではない。■■は被告及び■■■■保険サービスから■■ビル202号室の引渡しを受けていない。したがって、■■と被告間の■■ビル202号室の賃貸借契約及び原告と被告間の連帯保証契約はいずれも締結されておらず、その賃料債務及び保証債務も発生しない。

(3) 抗弁(3)の事実是否認する。原告と被告は、被告が原告の取締役就任し、その職務を行う旨の委任契約を締結していない。仮に上記委任契約が締結されたとしても、原告と被告間で報酬についての合意は締結されていない。したがって、原告の役員報酬債務は発生しない。

7 再抗弁（虚偽表示及び公序良俗違反）

(1) 抗弁(1)について

原告と被告間の■■ビル1階の賃貸借契約は、原告と被告が意を通じて、原告の会社設立登記及び建設業許可申請手続の目的で、原告の本店所在地を■■■■

ビルに置くために締結されたものであり、虚偽表示であり、無効である。

(2) 抗弁(2)について

■と被告間の■ビル202号室の賃貸借契約は、原告又は■と被告が意を通じて、原告の建設業許可申請手続の目的で、二級土木施工管理士を置くために締結されたものであり、虚偽表示であり、無効である。

(3) 抗弁(3)について

原告と被告間の委任契約は、原告と被告が意を通じて、司法書士資格も行政書士資格も有していない被告が原告の会社設立登記及び建設業許可申請手続を行うための便宜として締結されたものであり、虚偽表示であり、無効である。また、被告は、司法書士資格も行政書士資格も有していないにもかかわらず、原告代表者（原告の会社設立前の発起人）から会社設立登記及び建設業許可申請手続の委任を受け、その委任事務を遂行したものであり、役員報酬は実質的に上記委任事務の報酬であり、上記委任契約は、司法書士法73条1項及び行政書士法19条に違反し、公序良俗違反であり、私法上も無効の契約である。

8 再抗弁に対する認否

再抗弁事実はいずれも争う。

理 由

1 請求原因について

- (1) 原告が土木工事業等を業とする株式会社であることは当事者間に争いが無い。
- (2) 証拠（甲1，2）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、「■」の名称で業務を行っている個人であることが認められる。
- (3) 証拠（甲1，2）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、平成24年1月18日ころ及び同年8月2日ころ、原告に対し、2回にわたり、書面をもって、本件債権を請求したことが認められる。また、被告が、本件訴訟において、請求棄却の判決を求め、別紙債権目録記載2及び4の賃料債権並びに同目録記載5

の役員報酬請求債権の存在を主張していることは、職務上顕著な事実である。他方、被告が、本件訴訟において、原告からの回収に必ずしも拘っているわけではなく、原告の主張にこれ以上反論せず、原告にこれ以上請求しない旨主張していることは、職務上顕著な事実であるけれども、被告は本件債権が存在しないことまでを認めているということとはできない。以上の事実を照らすと、原告と被告間で本件債権の存否に争いがないということとはできず、原告と被告間で依然として本件債権の存否についての紛争が存在し、原告が被告から将来的に本件債権を請求される可能性も否定できないというべきである。したがって、なお原告の被告に対する別紙債権目録記載の債務不存在の確認の利益があると認めるのが相当である。

2 抗弁について

(1) 別紙債権目録記載 2 の賃料債権及び同目録記載 3 の敷金請求債権について

① 別紙債権目録記載 2 の賃料債権及び同目録記載 3 の敷金請求債権について、以下の約定が記載された ■■■■■ 保険サービスと原告間の平成 23 年 1 月 1 日付け「建物賃貸借契約書」(乙 2) がある。

(一) 物件 ■■■ビル 1 階

(二) 目的 事務所

(三) 期間 平成 23 年 1 月 1 日から平成 26 年 10 月末日まで 3 年間

(四) 賃料 1 か月 10 万円

(五) 敷金 30 万円

② しかし、上記賃貸借契約書の賃貸人欄には ■■■■■ 保険サービスの記名押印があり、被告のものではないから、同賃貸借契約書の原告作成部分の真正な成立如何にかかわらず、同賃貸借契約書から原告と被告間で ■■■ビル 1 階の賃貸借契約が締結されたことを認めることはできず、その他これを認めるに足りる証拠はない。したがって、被告の原告に対する別紙債権目録記載 2 の賃料債権及び同目録記載 3 の敷金請求債権の存在を認めることはできない。

(2) 別紙債権目録記載4の賃料債権について

① 別紙債権目録記載4の賃料債権について、以下の約定が記載された

■保険サービスと■及び原告間の平成23年11月1日付け「建物賃貸借契約書」(乙3)がある。

(一) 物件 ■ビル202号室

(二) 目的 居住

(三) 期間 平成23年11月1日から平成26年10月末日まで3年間

(四) 賃料 1か月5万円

(五) 保証 原告は、賃貸借契約及びその更新に基づく■の■保険サービスに対する一切の債務について保証し、■と連帯して履行の責任を持つ。

② しかし、上記賃貸借契約書の賃貸人欄には■保険サービスの記名押印があり、被告のものはないから、同賃貸借契約書の■及び原告作成部分の真正な成立如何にかかわらず、同賃貸借契約書から■と被告間で■ビル202号室の賃貸借契約が締結されたこと及び原告と被告間で■の被告に対する債務についての連帯保証契約が締結されたことを認めることはできず、その他これを認めるに足りる証拠はない。したがって、被告の原告に対する別紙債権目録記載4の賃料債権及び保証債務履行請求債権の存在を認めることはできない。

(3) 別紙債権目録記載5の役員報酬請求債権について

別紙債権目録記載5の役員報酬請求債権について、弁論の全趣旨によれば、被告が原告の取締役就任した旨の登記があることが認められる。しかし、被告に対する取締役の報酬の額又は具体的な算定方法についての原告の定款又は株主総会の決議ないしその点についての原告と被告間の合意があったことを認めるに足りる証拠はない。したがって、被告の原告に対する別紙債権目録記載5の役員報酬請求債権の存在を認めることはできない。

(4) 別紙債権目録記載 1, 6 及び 7 の債権について

別紙債権目録記載 1, 6 及び 7 の債権について, その発生原因事実の主張はなく, これを認めるに足りる証拠もない。したがって, 被告の原告に対する別紙債権目録記載 1, 6 及び 7 の債権の存在を認めることはできない。

- 3 以上に照らすと, 再抗弁について判断するまでもなく, 本件債権の存在を認めることはできないから, 原告は, 被告に対し, 原告の被告に対する別紙債権目録記載の債務がいずれも存在しないことの確認を求めることができる。
- 4 よって, 原告の請求は理由があるので認容することとし, 訴訟費用について民事訴訟法 61 条を適用し, 主文のとおり判決する。

山口地方裁判所周南支部

裁 判 官 河 本 寿 一

これは正本である。

平成25年4月19日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 堤 義 景

